工事完了報告書の添付書類が変わります

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条及び和泉市長期優良住宅建築等計画認定事務実施要綱第11条第1項により、「工事完了報告書」を建築工事が完了した際に提出していただいているところですが、長期優良住宅認定通知書等偽造事件を受け、工事完了報告書に検査済証の写し及び工事写真を求め、適正な長期優良住宅認定業務を行うよう、国土交通省から事務連絡があり、大阪府においても工事完了報告書の添付書類が変更となります。

これを受け、和泉市においても工事完了報告書への添付書類の変更を下記のとおり行います。

なお、運用開始は**平成26年8月1日**とし、平成26年8月1日以降に受付を行った ものが対象となります。(<u>平成26年8月1日以降に受付された法第5条に基づく認</u> 定申請に限る)

記

- 1. 建設住宅性能評価の取得がない場合
- (1) 工事完了報告書
- (2) 委任状 (建築主以外が手続きされる場合)
- (3) <u>認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書【別紙1(参</u> 考書式)】の写し
- (4) <u>工事写真(完成全景写真、外壁軸組みの劣化対策状況写真、通気構造の施工写真、</u> 床・外壁・天井(屋根)断熱材の施工写真) 【別紙2】又は【別紙3】
- (5) 建築基準法の検査済証の写し
- 2. 建設住宅性能評価を取得している場合
- (1) 工事完了報告書
- (2) 委任状 (建築主以外が手続きされる場合)
- (3) <u>認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書【別紙1(参</u>考書式)<u>】の写し</u>
- (4) 建設住宅性能評価書の写し
- (5) 建築基準法の検査済証の写し
- ※下線を引いたものが、今回新たに追加される書類です。
- ※従来提出していただいていた、工事監理報告書の写しは不要です。
- ※認定建築物がマンションの場合は、個別にご相談ください。
- ※「工事完了報告書」の様式については、内容に変更はありませんが、注意書きの部分を 一部変更しています。